

仕 様 書

1 業務名

令和7年度東国水郷観光バスツアー造成業務委託

2 業務目的

東国水郷観光推進協議会（構成市：千葉県香取市、茨城県潮来市、鹿嶋市、神栖市）では、構成市が位置する千葉県及び茨城県をまたぐ水郷観光圏の歴史文化や自然等の魅力ある観光資源の可能性を最大限に生かしながら、県域・市域に捉われない横断的な広域観光推進事業に取り組んでいる。

本業務は、当該地域における滞在時間の延長と誘客促進を図るため、水郷観光圏の食やこの地域ならではの体験等の魅力を組み込んだ団体旅行客向けの新規バスツアーを造成することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

（1）新規バスツアーの造成

水郷観光圏での滞在時間の延長を目的に、当該地域の食やこの地域ならではの体験等の魅力を組み込んだ、構成4市を巡る団体旅行客向けの新規バスツアーを造成すること。

また、造成するバスツアーは次のとおりとし、いずれにおいても当該地域内において昼食場所を設定すること。なお、日帰り・宿泊のいずれかに限定しない。

- ① 東国三社巡りを含むバスツアー
- ② ①以外の魅力を満喫できるバスツアー

（2）バスツアーの催行

- ① 造成したバスツアーを秋シーズン以降に各1回催行する。
- ② 出発場所は都内とし、1回当たりの参加者数は30名程度とする。なお、最少催行人数は、発注者と受託者が協議のうえ、決定するものとする。
- ③ 造成したバスツアーに適した宣伝方法（Web、紙媒体、新聞等）により、参加者を募集する。
- ④ ツアー代金については、半額程度を業務委託料から充てるものとし、ツアー参加者から残りの代金を徴収する。
- ⑤ 参加者及び催行会社へアンケート調査を実施する。

5 成果物

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、4部提出すること。

業務報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・アンケート調査結果
- ・旅行商品化に向けた提案（販路等）、フィードバック

※電子データも併せて提出すること。なお、報告書等の作成にあたっては、事前に事務局の承認を受けること。

6 納品場所

〒314-0115

茨城県神栖市溝口4991番地5 分庁舎1階

東国水郷観光推進協議会事務局（神栖市産業経済部観光振興課内）

7 業務完了の検査

成果物が「6 納品場所」に到着した後、仕様、内容の確認をもって検査とする。

8 支払方法

業務完了後、一括払い

9 成果物の帰属

- （1）本業務により作成された成果物に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、その他権利は発注者に帰属する。受注者は著作人格権を行使しないものとする。
- （2）（1）の内容にかかわらず、個々の著作物の権利の所属・利用形態について特別の協議が必要な場合は発注者及び受注者で別途協議のうえ、権利の所属や利用形態を決めるものとする。
- （3）成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正等必要な措置を講じること。

10 その他

- （1）不可抗力等によるバスツアーの中止等について
 - ① 不可抗力等によりバスツアーを実施できない場合の費用負担は、協議のうえ、経費の一部を発注者が負担するものとする。なお、万が一、ツアーの一部が悪天候により実施できないことが想定される場合は、あらかじめ代替プランを用意すること。
 - ② 申込者が最少催行人数に達せず、バスツアーを中止した場合、中止に伴い新たに発生する費用は受注者の負担とする。なお、業務委託料の範囲内で再度ツアーを企画し実施することを妨げない。
- （2）本仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。